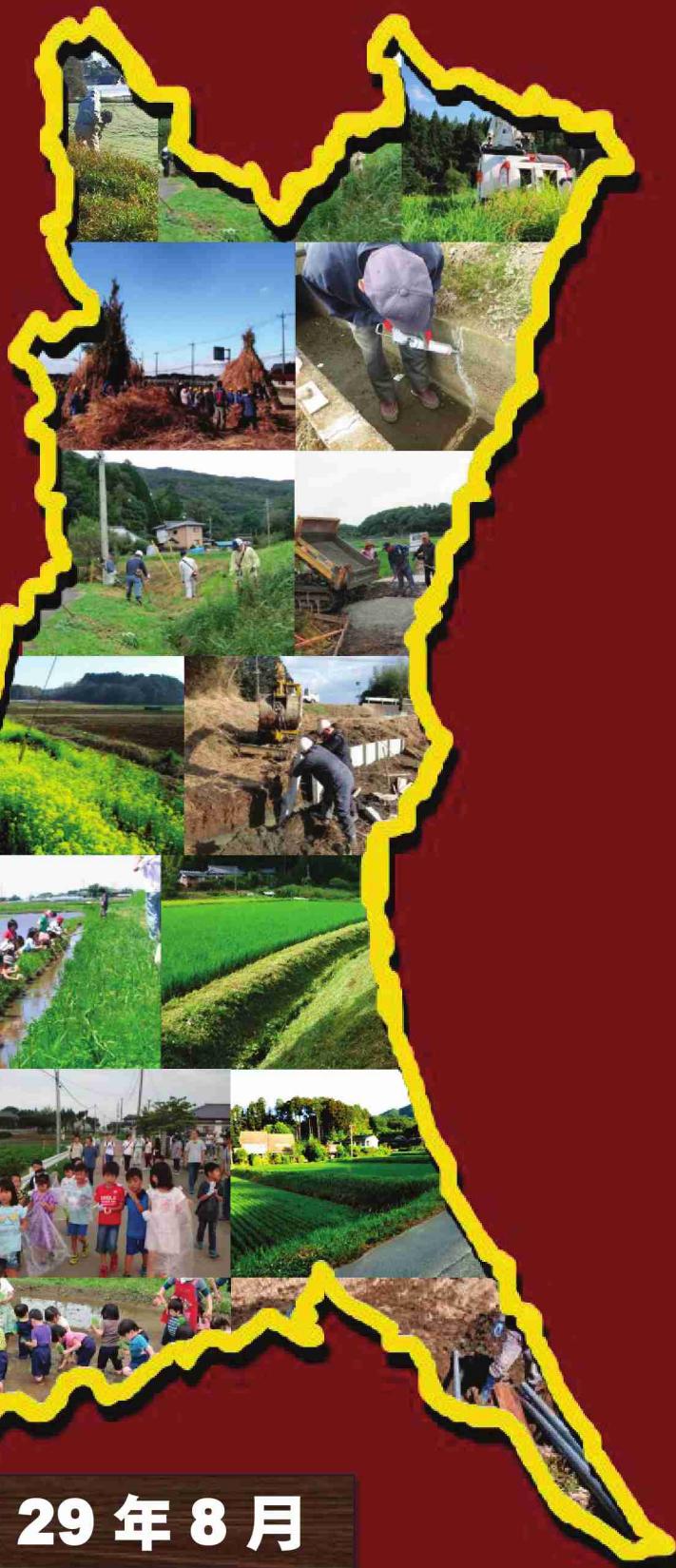


第10回

茨城県美しい水土里づくり 優良活動表彰事例集



茨城県マスコット ハッスル黄門



平成 29 年 8 月

茨 城 県

第十回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

このような農村地域が有する資源を守り、農地や農業用施設等を将来にわたり良好な状態で保全・管理するとともに、農村環境の保全向上を図る必要があります。

本表彰は、このような趣旨に沿った取組をしている優良な活動組織・集落を表彰し、農業農村の保全意識の向上及び啓発を図り、併せて茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

■対象

多面的機能支払交付金部門

表彰の対象は、県内で多面的機能支払交付金に取り組む活動組織で、各農林事務所長から推薦を受けた活動集落です。

中山間地域等直接支払制度部門

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、市町村長から推薦を受けた集落です。

■主催

茨城県、茨城県土地改良事業団体連合会、全国山村振興連盟茨城県支部

■賞の種類

多面的機能支払交付金部門

茨城県知事賞 1 点

茨城県土地改良事業団体会長賞 1 点

茨城県農林水産部長賞 2 点

中山間地域等直接支払制度部門

茨城県知事賞 1 点

全国山村振興連盟茨城県支部長賞 1 点

茨城県農林水産部長賞 1 点

優良事例位置図



目 次

多面的機能支払交付金部門

【茨城県知事賞】

かみかわい 上河合農地・水保全管理組合（常陸太田市）	1
-------------------------------	---

【茨城県土地改良事業団体連合会長賞】

もりとなんぶ 森戸南部地域資源保全協議会（境町）	3
-----------------------------	---

【茨城県農林水産部長賞】

みなみこいづみ 南小泉水とみどりの会（笠間市）	5
いちせ 一の瀬地域資源保全会（かすみがうら市）	7

平成28年度多面的機能支払交付金実施状況	9
----------------------	---

多面的機能支払交付金制度の内容（構成と交付単価）	10
--------------------------	----

中山間地域等直接支払制度部門

【茨城県知事賞】

かなや 金谷中山間地域組合（笠間市）	11
-----------------------	----

【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】

あげほ 上ヶ穂集落（高萩市）	13
-------------------	----

【茨城県農林水産部長賞】

いけがめごだいりき 池龜五大力集落（桜川市）	15
---------------------------	----

平成28年度中山間地域等直接支払制度実施状況	17
------------------------	----

中山間地域等直接支払制度の内容（構成と交付単価）	18
--------------------------	----

その他

多面的機能支払交付金の取組事例	23
-----------------	----

中山間地域等直接支払制度の取組事例	24
-------------------	----

農業・農村の多面的機能とは	25
---------------	----

農業・農村の現状について	32
--------------	----

【茨城県知事賞】上河合農地・水保全管理組合（常陸太田市）

地域の伝統継承と農村コミュニティの活性化

1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 25 年度
組織構成	1 集落、農業者 90 名、非農業者 65 名、子供会、上河合町連絡協議会
支払区分	農地維持支払、資源向上支払（共同、長寿命化）
対象農用地	65.5ha（全水田）
対象施設	開水路 10.1km、農道 7.2km
交付金額（H28）	5,060 千円



路肩の草刈り



水路の補修

2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none">施設の点検、機能診断（6月、1月）遊休農地発生状況調査（6月）異常気象時の点検（8月）	<ul style="list-style-type: none">年度活動計画の策定（4月）広報活動看板の設置（10月）他地区との情報交換会の開催（6月）	<ul style="list-style-type: none">遊休農地の保全管理（6月、1月）水路、路肩・法面の草刈り（9月）農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化・学校教育・地域住民交流活動（1月）用水施設の保全管理（2月）水路の泥上げ（2月）景観形成のための植栽（5、7、8、9、12月）

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 本地域は、常陸太田市の南部に位置する平坦な田園地帯です。農業者の高齢化や後継者不足により、農地や農業用施設を適正に維持管理することが困難になりつつあり、耕作放棄地も増加していました。
- これらの問題を解決するために、平成 25 年度に町会が中心となって組織を設立し、活動を開始しました。

4 特徴的な取組

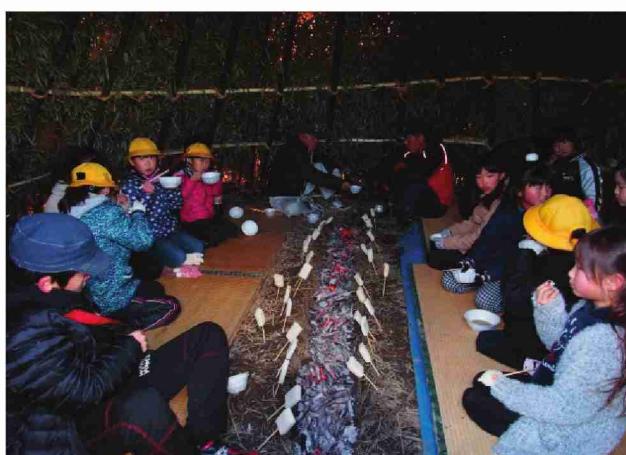
- ・近隣活動組織との定期的な情報交換会を主催し、各組織活動の情報交換や担い手確保・農地集積等の地域課題の共有とその課題解決に向けた検討を市の担当者を交えて行っています。
- ・自治会と連携した地域の伝統行事「鳥追い祭り」に関する地元小学校への出前講座や小学生との「鳥追い小屋づくり」やその他の地域行事へ積極的に関わり、地域住民の交流の場を盛り上げています。



近隣活動組織との情報交換会



小学生との「鳥追い小屋」づくり



鳥追い小屋内部の様子



伝統行事「鳥追い祭り」の様子

5 取組の成果・効果

- ・個人では困難であった遊休農地の解消や農業用施設の維持管理が可能となったほか、組織活動がきっかけとなって地域がまとまってきたことから、H29 から農地中間管理事業を活用した担い手農家への農地集積の検討が出来るまでになりました。
- ・また、活動組織が関わる地域の伝統行事「鳥追い祭り」やその他の地域行事への地域内外からの参加者が年々増加しているなど、農村コミュニティの活性化に大きく貢献しています。

【茨城県土地改良事業団体連合会長賞】森戸南部地域資源保全協議会（境町）

ホタルを守る自然環境づくり

1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 19 年度
組織構成	6 集落、農業者 11 名、非農業者 9 名、5 自治会、土地改良区、消防団、小学校
支払区分	農地維持支払、資源向上支払（共同、長寿命化）
対象農用地	55.7ha（水田 46.1ha、畑 9.6ha）
対象施設	開水路 16.4km、パイプライン 14km、農道 20km、ため池 1ヶ所
交付金額（H28）	4,561 千円



地域住民参加による草刈り



子供たちの美化活動（ゴミ拾い）

2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
・施設の点検、機能診断 (4月)	・小学生田植え体験計画・学習（4、6月） ・年間活動計画策定 (6月)	・施設の適正管理（4、5、8月） ・水路等の草刈り（4、5、6、8、10、1、2月） ・水路等の泥上げ（12、1月） ・学校教育、地域住民との交流活動（5、6、9月） ・水質調査（2月） ・施設の軽微な補修（4、6月） ・施設への植栽（11月）

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 本地域は、境町の南部、利根川左岸に広がる平坦な田園地帯です。平成 19 年度に西総土地改良区が中心となって各行政区・学校・PTA・消防団が参加して協議会を設立し、資源保全や農村環境の向上、農業用施設の機能の維持管理等の活動に取り組むこととなりました。

4 特徴的な取組

- ・有識者と連携し、地元の小学生を対象にホタル幼虫の放流やの観賞会を実施しているほか、水田魚道設置による生態系への配慮、生き物調査、ゴミ拾いなど、農村環境の保全につながる活動を積極的に実施しています。
- ・ホタルの観賞会と併せて、ぬかを使用した石鹼づくりやペットボトルを利用した風鈴づくりなどのものづくり体験を新たに取り入れるなど、地域住民の交流の場を提供し、地域を盛り上げています。



ホタル幼虫の放流



ホタルの観賞会



水田魚道の設置



ものづくり体験

5 取組の成果・効果

- ・生態系保全や環境美化活動を通じて、地域住民の農村環境保全に対する意識向上につながっています。
- ・また、ものづくり体験など新たに活動内容を増やしたことにより、地域住民の交流する機会が増え、地域活性化にもつながっています。

【茨城県農林水産部長賞】 南小泉水とみどりの会（笠間市）

地域の人材を活用した自主施工と地域をつなぐ交流活動

1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 21 年度
組織構成	2 集落、農業者 41 名、2 自治会、子供会、老人会、消防団
支払区分	農地維持支払、資源向上支払（共同、長寿命化）
対象農用地	16ha（全水田）
対象施設	開水路 3.8km、パイプライン 3.3km、農道 3.7km、ため池 2ヶ所
交付金額（H28）	1,420 千円



幼稚園児の田植え体験



子供会の生きもの調査

2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none">施設の点検、機能診断（8月）遊休農地発生状況把握（8月）	<ul style="list-style-type: none">年間活動計画策定（4月）	<ul style="list-style-type: none">路肩・法面の草刈り（4, 8, 11月）学校教育、地域住民との交流活動（5月）用水施設の保守（4, 8月）子供会による植栽（4, 7, 9, 10月）景観形成のための植栽（2月）

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 本地域は、笠間市の東部に位置する田園地帯です。農業者のみで農地や農業用施設の維持管理を行ってきましたが、地域住民と協力し、その他の共同活動を含めて地域の多面的機能の増進を図ることを目的に、平成 21 年に農業者を中心に組織を設立し、取組を開始しました。

4 特徴的な取組

- ・ため池護岸工事などの施設の長寿命化を図る活動について、業者委託ではなく、積極的に自主施工による経費節減に努めています。
- ・畦畔に彼岸花を植栽するなど、景観形成にも取組むとともに、自治会総会と同日に地域住民と意見交換を行うなど、地域交流面でも工夫しています。



自主施工によるため池護岸



ため池護岸施工後



彼岸花の植栽



地域住民との意見交換会

5 取組の成果・効果

- ・積極的な自主施工による水路等の施設の長寿命化活動により、耕作条件が改善され、地域外の担い手農家による耕作が実現しました。

【茨城県農林水産部長賞】 一の瀬地域資源保全会（かすみがうら市）

地域全体で守る 強く美しい農村環境

1 活動組織の概要

取組開始年度	平成 27 年度
組織構成	5 集落、農業者 380 名、5 自治会、土地改良区、公民館
支払区分	農地維持支払、資源向上支払（共同、長寿命化）
対象農用地	125.39ha（全水田）
対象施設	開水路 8.3km、パイプライン 24.8km、農道 8.4km
交付金額（H28）	11,185 千円



道路脇の草刈



景観形成のための植栽

2 主な活動内容

準備点検	計画・啓発	実践活動
<ul style="list-style-type: none">施設の点検、機能診断（6月）遊休農地発生状況調査（8月）	<ul style="list-style-type: none">広報誌の発行（7月）優良活動組織への視察研修（8月）	<ul style="list-style-type: none">路肩・法面の草刈り（6, 8, 9, 10月）水路等の泥上げ（11, 12, 1月）景観形成のための耕起・植栽（5, 2月）生物の生育状況の把握（5月）地域の行事と連携した広報活動（3月）農道の舗装（6月）ポンプ施設の更新（10～2月）

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 本地域は、かすみがうら市の南部に位置し、霞ヶ浦周辺に広がる田園地帯です。地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行により、農用地、水路、道路等の地域資源保全に対する担い手農家の負担が懸念され、地域で資源を保全しようとする機運が高まり、平成 27 年に一の瀬土地改良区が中心となり組織を設立し、取組を開始しました。

4 特徴的な取組

- ・組織内に広報班を設置して定期的に広報誌を発行し、地域住民の活動への理解を深めています。
- ・また、公民館が主催する「歩く会」と連携し、活動区域内の一部をルートに設定し、参加者に対して農地や農業用施設の保全の大切さを伝えるとともに、併せて広報誌も配布し、活動を積極的にPRしています。



広報誌の発行



生態系調査



「歩く会」での広報活動



農道の舗装

5 取組の成果・効果

- ・本取組みによって、個人では困難な農村環境の保全管理が可能となったほか、植栽による美化形成を通じて、農村コミュニティの活性化と美化意識が向上しています。
- ・積極的な広報活動によって、地域全体に活動に対する理解が浸透してきています。
- ・また、本活動による地域内での話し合いがきっかけとなり、農地中間管理事業を活用して地域内の農地の26%となる約33haの農地が担い手農家へ集積されました。

平成28年度 茨城県多面的機能支払交付金取組状況

No	市町村名	活動組織数		農振農用地 面積(ha)	認定面積 (ha)	取組率(%)
			うち新規			
1	常陸太田市	20	5	4,188	1,485	35%
2	常陸大宮市	21	5	3,989	1,009	25%
3	那珂市	20	9	2,245	718	32%
4	東海村	0	0	628	0	0%
5	大子町	22	0	1,508	519	34%
6	日立市	1	0	321	10	3%
7	高萩市	8	2	1,165	183	16%
8	北茨城市	3	0	1,232	87	7%
9	水戸市	48	3	4,559	2,086	46%
10	笠間市	35	3	3,307	1,291	39%
11	ひたちなか市	2	0	1,351	85	6%
12	小美玉市	18	2	4,645	635	14%
13	茨城町	31	6	3,963	1,135	29%
14	大洗町	1	0	431	106	25%
15	城里町	6	1	2,206	427	19%
16	鹿嶋市	3	0	1,547	197	13%
17	潮来市	6	1	1,867	437	23%
18	神栖市	2	1	1,673	138	8%
19	行方市	18	2	5,683	1,515	27%
20	鉾田市	0	0	8,312	20	0%
21	土浦市	9	1	2,432	973	40%
22	石岡市	33	9	4,716	1,325	28%
23	取手市	2	0	1,362	164	12%
24	つくば市	31	3	6,732	2,220	33%
25	守谷市	3	0	561	431	77%
26	かすみがうら市	22	4	3,188	1,428	45%
27	つくばみらい市	16	3	3,305	730	22%
28	龍ヶ崎市	5	0	2,410	350	15%
29	牛久市	0	0	874	0	0%
30	稻敷市	43	2	7,869	4,495	57%
31	美浦村	2	0	935	145	15%
32	阿見町	11	0	1,209	347	29%
33	河内町	1	0	2,429	85	4%
34	利根町	2	1	1,188	80	7%
35	結城市	21	2	3,169	896	28%
36	下妻市	14	2	3,456	520	15%
37	常総市	9	1	4,285	685	16%
38	筑西市	27	5	8,832	1,052	12%
39	桜川市	71	3	4,052	1,918	47%
40	八千代町	9	0	2,842	660	23%
41	古河市	7	2	3,505	594	17%
42	坂東市	7	0	3,949	485	12%
43	五霞町	0	0	835	0	0%
44	境町	3	0	1,598	157	10%
計 取組市町村 (41)		613	78	130,550	31,821	24%

※数字は農地維持支払の組織数、認定面積

※活動組織数:市町村跨がり組織は、面積の大きい方の市町村に計上(鉾田市新規1組織あり)

※農振農用地面積:県農業政策課(H27.12月時点)

※取組率:農振農用地面積に占める認定面積の割合

多面的機能支払交付金

農業・農村には洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（**多面的機能**）があります。この多面的機能が発揮されるよう、地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全管理、質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図る活動に対し支援します。

事業の概要

農地維持支払交付金

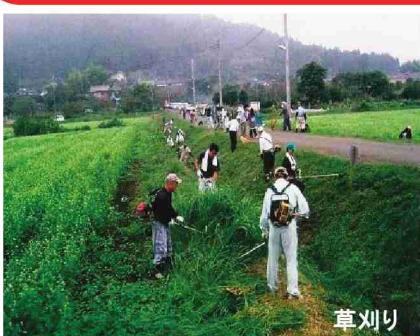
＜事業主体＞ 農業者のみ又は農業者及び地域住民等で構成された活動組織

＜補助対象＞ ① 地域資源の基礎的な保全活動（草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等）

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

＜交付単価＞ 田3,000円／10a、畑2,000円／10a、草地240円／10a

＜負担割合＞ 国1／2、県1／4、市町村1／4



草刈り



水路の泥上げ



農道の砂利補充

資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動※1, 2

＜事業主体＞ 農業者及び地域住民等で構成された活動組織

＜補助対象＞ ①施設の軽微な補修、②農村環境保全活動、③多面的機能の増進を図る活動

＜交付単価＞ 田2,400円／10a、畑1,440円／10a、草地240円／10a

＜負担割合＞ 国1／2、県1／4、市町村1／4

(2) 施設の長寿命化のための活動※3, 4

＜事業主体＞ 農業者のみ又は農業者及び地域住民等で構成された活動組織

＜補助対象＞ 農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等

＜交付単価＞ 田4,400円／10a、畑2,000円／10a、草地400円／10a

＜負担割合＞ 国1／2、県1／4、市町村1／4



植栽による景観形成



水路のひび割れ補修



コンクリート水路への更新

※1 活動が5年以上の継続地区は、資源向上支払（共同）の単価が75%になります。

※2 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※3 資源向上支払（長寿命化）の交付単価は、予算の範囲内での交付となるため、減額となる場合があります。

※4 資源向上支払（長寿命化）は、平成29年度新規組織から交付対象外となります。

【茨城県知事賞】 笠間市 かなやちゅうさんかんちいきくみあい
金谷中山間地域組合

「農事組合法人 かなや」の設立に向けて

集落協定の概要

協定開始年度	平成 15 年度	個人配分率	50%
協定参加者	9 名（農業者 9 名）	共同取組活動分	50%
協定面積	田 7.3ha	水路・農道管理費等	31%
傾 斜	田・緩傾斜 1/65	その他（農用地管理費等）	69%
交付単価	通常単価		

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	担い手育成の取組
農地法面の定期的点検 共同で年 1 回及び随時実施	周辺林地の下草刈り 年 2 回 約 0.2ha 実施	利用権設定・農作業の委託 田 2~3ha
水路 2.9km 共同で年 1 回清掃 年 2 回草刈り	自然生態系の保全 ホタル育成のための環境保全、観察会の実施	支援体制整備 活動の継続が困難な農用地が発生した場合、営農組合が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。
農道 3.0km 年 2 回草刈りを実施	生産性-収益向上活動	特記事項
簡易な基盤整備 土手の修繕、圃場整備 水田暗渠排水工事	農業機械や施設の共同利用 農事組合法人により農業機械を導入	協定参加者全員参加による「農事組合法人かなや」を設立

取組に至る経緯

- 当地域は元々小区画な農地が多いことから、基盤整備等を進め、効率的な農地利用を進めてきました。しかし、近年農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業用施設の老朽化等が課題となってきています。そこで後継者が少ない中でも、協定参加者で協力して農業生産活動に取り組もうと、平成 15 年度から取組を開始しています。

特徴的な取組

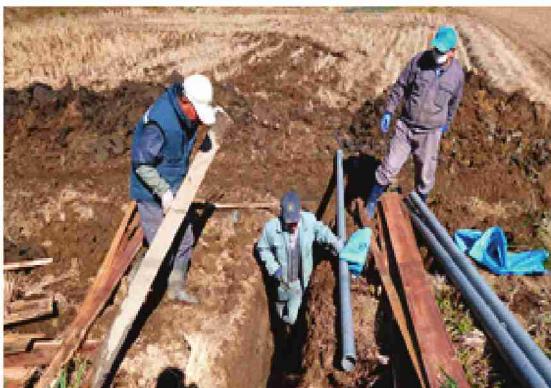
- 農業者の高齢化が進む中、協定参加者により「農事組合法人かなや」を設立し、将来にわたる持続的な農業生産活動の実施体制を構築しています。
- 周辺に生息しているホタル等の豊かな自然生態系を保全する活動や、近隣の小学生等による生物観察会前に周辺林地の草刈り等を行っています。
- 集落内で育成した認定農業者へ農作業の委託(0.5ha)を行い、耕作放棄地の発生防止を図っています。



○適正に管理された農地法面



○認定農業者への農作業委託



○自主施行による簡易な基盤整備



○自然生態系の保全への取組

取組による成果、今後の課題等

- 「農事組合法人かなや」を設立し本事業に取り組んだことで、耕作放棄地の発生防止や将来にわたる持続的な農業生産活動が実施されています。
- 今後は、水稻以外の農作物も栽培し法人の収益増を図ることで、将来にわたる持続的な農業生産活動の実施体制の構築を図っていきます。

【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】高萩市 上ヶ穂集落

集落活動と担い手を繋ぐ農村環境保全活動

集落協定の概要

協定開始年度	平成 14 年度
協定参加者	17 名（農業者 17 名）
協定面積	田 6.8ha
傾 斜	田・緩傾斜 1/100
交付単価	通常単価

個人配分率	50%
共同取組活動分	50%
交付金額	54 万円
役員報酬	31%
共同機械・消耗品費	41%
その他（農地管理費等）	28%

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検
年 2 回及び随時点検

水路 1.8km
共同で年 2 回清掃
年 2 回草刈り

農道 2.2km
共同で年 2 回草刈り

担い手育成の取組み

支援体制整備
集落ぐるみの共同取組活動により農業の維持を図る。

利用権設定・農作業の委託
約 3ha に利用権設定
約 1.3ha を農作業委託

特記事項

世代間交流の増加
年 2 回程度話し合いを実施

周辺農地の景観保全
協定農用地周辺の河川法面や堰の清掃を実施

多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り
年 2 回 約 0.4ha 実施

取組に至る経緯

- 当地域は川と山の斜面に挟まれた狭小の農地であり、年々農業者の高齢化や担い手不足のため個人の作業負担が増加していたことから、農村環境活動の維持が課題となっていました。
- こうした状況のもと、将来にわたって活動を継続していく体制整備の強化を目標に、平成 14 年度から本制度に取り組んでいます。

特徴的な取組

- 農業者の高齢化等により耕作困難となった農地について、協定に参加している認定農業者を担い手と位置付け、協定農用地の約4割に担い手の利用権設定がされており、協定農用地の20%以上の農作業委託を実施しています。
- 共同活動により水路や農道、周辺林地の適正な管理を行い、景観保全が図られています。
- 年2回程度、農道や水路の管理計画等について参加者同士で話し合いを実施しており、30歳代から80歳代と幅広い年齢層において、地域間のコミュニケーションが取れています。



○周辺林地の草刈り



○共同活動による水路の清掃



○関根前川の堰の清掃



○協定参加者による総会での話し合い

取組による成果、今後の課題等

- 協定参加者による共同の取組により、個人の作業負担が分散され、高齢者でも活動に参加できるようになり、世代を超えた地域の環境保全が図られています。
- 今後は担い手の育成や農村環境の保全に努め、農業生産活動の継続が図られるよう取り組んでいきます。

【茨城県農林水産部長賞】 桜川市 池亀五大力集落

活発な共同活動による美しい農村環境の維持

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度
協定参加者	10 名 (農業者 10 名)
協定面積	田 1.7ha
傾 斜	田・急傾斜 1/17
交付単価	8割単価

個人配分率	50%
共同取組活動分	50%
交付金額	
29 万円	水路・農道等管理費 100%

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検
共同で年 5 回点検実施

水路 550m
共同で年 1 回清掃
年 5 回草刈り

農道 20m
共同で年 5 回草刈り

鳥獣害防止対策
イノシシ被害対策として電気柵の設置

担い手育成の取組

農作業の委託
耕作放棄の発生防止のため、集落外の専業農家に農作業委託を実施

多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り
共同で年 3 回実施

景観形成の維持
アジサイ、スズランなどの景観作物の植栽を実施

取組に至る経緯

- 対象農地が急傾斜であることに加えて、農業者の高齢化や集落内に担い手がいない現状等から農業生産活動や農地の維持管理が課題となっていました。
- 農業生産活動が継続できる体制を確立させるため、平成 12 年度から本制度に取組んでいます。

特徴的な取組

- ・傾斜が厳しい中でも、農地法面の管理や水路・農道の管理を共同活動により実施し、農地を適切に保全管理しています。
- ・農地への被害が増加しているイノシシ対策として、電気柵の設置や周辺林地の草刈り等を行い、被害防止に取り組んでいます。
- ・耕作放棄地の発生防止のため、集落外の専業農家に農作業の委託を実施しています。また、アジサイなどの景観作物の作付けを行い、美しい農村景観を守っています。



○適正に管理された農地法面



○景観作物の植栽



○イノシシ対策用電気柵の設置



○共同活動による農道周辺の草刈り

取組による成果、今後の課題等

- ・急傾斜の厳しい条件の中、協定参加者による共同活動により、農業生産活動が継続され、美しい農地の景観が保たれています。
- ・イノシシの被害対策として、協定農用地の周辺に電気柵を設置することで、被害軽減に貢献しています。
- ・今後は、将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制の構築を目指し、引き続き共同活動を継続していきます。

平成 28 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 28 年度は 9 市町で 98 協定、約 549ha の農用地を対象に約 54,834 千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

平成 28 年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額 (単位: 件数, ha, 千円)

市町村名	協定数	交付面積		交付金額	
		集落協定	個別協定	集落協定	個別協定
合 計	98	98	-	549	549
日立市	3	3	-	7	7
常陸太田市	40	40	-	176	176
高萩市	9	9	-	146	146
北茨城市	3	3	-	32	32
笠間市	2	2	-	21	21
常陸大宮市	22	22	-	83	83
桜川市	3	3	-	42	42
城里町	5	5	-	24	24
大子町	11	11	-	18	18

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位: ha)

合計	田	畠			採草放牧地		
		急傾斜	緩傾斜	小区画	急傾斜	緩傾斜	
549	540	109	416	16	9	4	5
							0

集落協定の活動内容 (単位: 件数)

農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	98
農道の管理	98
農地の法面管理	82
柵、ネット等の設置	62
賃借権設定・農作業委託	27
簡易な基盤整備	7
既荒廃農地の保全管理	3
担い手の確保	2
その他	2

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	68
保健休養機能	景観作物の作付	43
	体験民宿（グリーン・ツーリズム）	1
自然生態系の保全	魚類・昆蟲類の保護	2
	堆きゅう肥の施肥	3
	その他活動	5

農業生産の継続に向けた活動

A 要件	機械・農作業の共同化	1
	担い手への農地集積	3
	担い手への農作業の委託	3
C 要件	集団的かつ持続可能な体制整備	66

※ B 要件の取り組みは該当なし。

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それによって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

1. 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、県知事が特に定めた基準を満たす地域

2. 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上、畑・草地・採草放牧地：8°以上）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①～④の基準に準じて、県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

4. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
採草放牧地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

5. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

中山間地域等直接支払制度の内容

制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

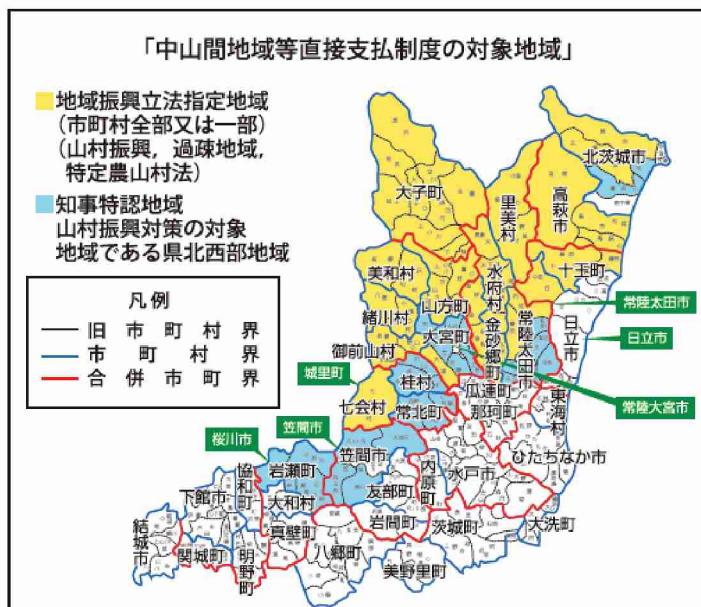
平成27年度から平成31年度までの第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりの後押しや、超急傾斜農用地の保全・活用に関する活動を支援するなど、農業や農村を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化し実施されています。

● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域
日立市	旧十王町、 中里村	—
常陸太田市	旧金沙郷町、旧水府村、旧里美村、 誉田村 、 河内村	機初村 、 世矢村 、 西小沢村 、 幸久村 、 佐竹村 、 佐都村
高萩市	全域	—
北茨城市	関本村 、 華川村	磯原町 、 関南村
笠間市	—	大池田村 、 北山内村 、 南山内村 、 西山内村
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、 旧緒川村、 大場村	旧大宮町（ 大賀村 、 世喜村 、 上野村 、 静村 、 塩田村 、 玉川村 ）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町、旧桂村
大子町	全域	—

※（注）**市町村名**は、昭和25年2月1日当時の市町村名



● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

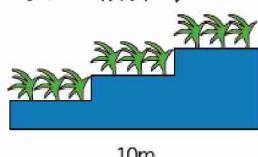
交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1ha以上の団地、または

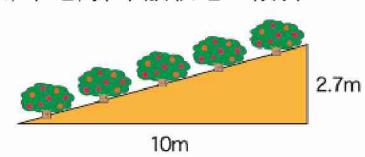
集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のものです。

○急傾斜地

水田 傾斜 $1/20$



畑、草地、採草放牧地 傾斜 15°



10a当たりの交付額

田 21,000円

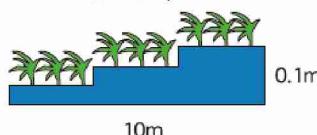
畑 11,500円

草地 10,500円

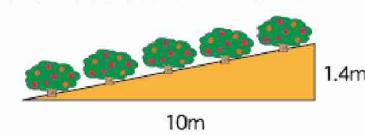
採草放牧地 1,000円

○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）

水田 傾斜 $1/100$



畑、草地、採草放牧地 傾斜 8°



10a当たりの交付額

田 8,000円

畑 3,500円

草地 3,000円

採草放牧地 300円

○小区画・不整形な田

○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）

● 加算措置（10a当たり加算額）

①集落連携・機能維持加算

ア 集落協定の広域化支援
地目によらず 2,000円

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算

イ 小規模・高齢化集落支援
田 4,500円、畑 1,800円

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算

②超急傾斜農地保全管理加算 田・畑 6,000円

超急傾斜地（田： $1/10$ 以上、畑： 20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下、農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

集落協定について

● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の間で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
 - ・農用地の管理者及び受託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスターplan
 - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
 - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)

以下の取組までを行う協定には
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスターplanの作成
- ② 農業生産活動等
 - 耕作放棄の発生防止活動
高齢農家の農用地の賃借権設定、
法面保護・改修等
 - 水路・農道等の管理活動
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
(次のうち1つ以上を選択)
 - 国土保全機能を高める取組
周辺林地の管理等
 - 保健休養機能を高める取組
景観作物の作付け、
市民農園・体験農園の設置等
 - 自然生態系の保全に資する取組
魚類・昆虫類の保護等

通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等保全体制整備
- ② 農業生産活動等の継続に向けた活動
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件	<input type="checkbox"/> 農業生産性の向上 (2つ以上を選択※取組の内容・条件により1つ以上の場合もあり) <ul style="list-style-type: none">・機械・農作業の共同化・高付加価値型農業の実践・農業生産条件の強化・担い手への農地集積・担い手への農作業の委託
B 要件	<input type="checkbox"/> 女性・若者等の参画を得た取組 (1つ以上を選択) <ul style="list-style-type: none">・新規就農者等の確保・地場産農産物等の加工・販売・消費・出資の呼び込み
C 要件	<input type="checkbox"/> 集団的かつ持続可能な体制整備 <ul style="list-style-type: none">・高齢農家でも安心して農業に取り組める体制づくり

個別協定について

● 個別協定とは

① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

（※1）基幹的農作業とは

田畠の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病害虫防除	
収穫	
乾燥・調製	

② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者
又は
3ha以上の経営の規模を有している者

が
農業生産活動等として取り組む事項（※2）
又は
農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）

を協定に規定する場合

（※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、

耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

（※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、

平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定期面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加することです。

● 交付対象者

個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

＜自作地を含めている協定＞

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定期面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

通常単価（10割）

＜利用権設定・受託農用地のみの協定＞

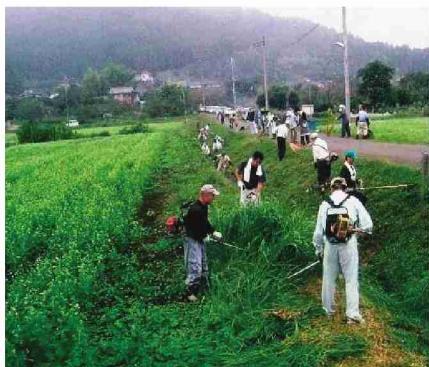
- ・すべて10割単価です。

＜自作地を含めている協定＞

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

多面的機能支払交付金の取組事例

① 農地維持支払



法面の草刈り
岩間上郷地域ホタル増やそうかい
(笠間市)



水路脇の草刈り
太田地区資源保全活動組織
(石岡市)



水路の泥上げ
中結城東部地区資源保全協議会
(八千代町)

② 資源向上支払

(1) 地域資源向上を図る共同活動



景観形成のための植栽
酒寄地区環境保全組合
(桜川市)



小学生と一緒に生き物調査
玉川沿岸地域資源保全活動組織
(常陸大宮市)



農道の補修
蓮沼・要保全活動組織
(つくば市)

(2) 施設の長寿命化のための活動



水路の更新
谷河原渋井資源保全向上活動会
(常陸太田市)



水路の更新
古都環境保全協議会
(筑西市)



水路の補修
瓜連環境保全クラブ
(那珂市)

中山間地域等直接支払制度の取組事例

① 農業生産活動等を継続するための活動

・農業生産活動等



水路の清掃
上ヶ穂集落（高萩市）

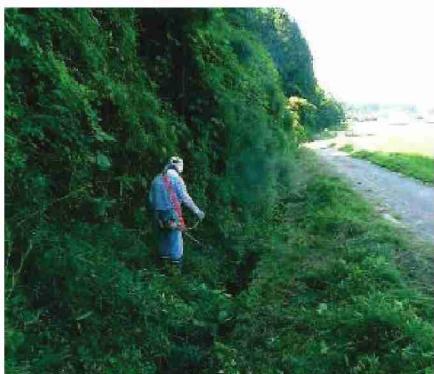


農道周辺の草刈り
池龜五大力集落（桜川市）



簡易な基盤整備
金谷中山間地域組合（笠間市）

・多面的機能を増進する活動



周辺林地の草刈り
野口平集落（常陸大宮市）



堆きゅう肥の施肥
熊久保集落（大子町）



景観作物の作付
入郷集落（桜川市）

・制度を活用し適正に管理された中山間地域



熊久保集落（大子町）



下宮河内A集落（常陸太田市）



笠石集落（常陸太田市）